

新（平成22年6月16日農林水産省告示第924号）	旧
<p>一・二（略）</p> <p>三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 生産行程管理担当者の資格及び人数</p> <p>生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第27条第2号又は第3号に掲げる生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校以上の学校で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産（食鳥処理を含む。以下同じ。）又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>2（略）</p> <p>四・五（略）</p>	<p>一・二（略）</p> <p>三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 生産行程管理担当者の資格及び人数</p> <p>生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第27条第2号又は第3号に掲げる生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校以上の学校で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産、生産の指導又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産、生産の指導又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 畜産物の生産、生産の指導又は試験研究に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>2（略）</p> <p>四・五（略）</p>